

第5回宝塚市総合計画審議会

日時：令和2年(2020年)10月13日(火) 18:30～20:30

場所：宝塚市立末広体育館

1 開 会

出席委員 ※敬称略、順不同

岡委員、濱田(格)委員、久委員、藤井(達)委員、藤井(博)委員、藤本委員、飯室委員、加藤委員、温井委員、山村委員、今住委員、喜多河委員、久保委員、古泉委員、福住委員、松原委員、見市委員、山本委員、井上委員、龍見委員、西中委員、橋之爪委員

欠席委員の確認：3名欠席(糸田委員、矢野委員、濱田(恵)委員)

傍聴希望者の確認：2名

会長 どうもこんばんは。広い会場が必要だということで、この体育館ということでもありますけれども、ちょっとわれわれの人数のわりには広過ぎるような気がしないでもないですけれども。それと、体育館ですから少し音をはねる可能性、反射している可能性がありますけれども、ちょっとご了承いただければと思います。

それでは、ただ今より第5回宝塚市総合計画審議会を開催いたします。まずは事務局から委員の出欠状況につきまして報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局 出欠状況ですが、連合兵庫の糸田委員、それから商工会議所の矢野委員、それから流通科学大学の濱田恵三委員が本日欠席です。以上です。それから本日も、各施策分野を担当する室長級職員が出席させていただいております。よろしく申し上げます。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは本日の次第に沿いまして審議を進めてまいりたいと思います。今までの部会でそれぞれ内容を審議していただきましたが、それに対応して今回の事務局、あるいは他部課のほうで修正を加えていただいておりますので、またその確認等でいろいろご意見を賜ればと思います。

ただ、なにぶん時間がかなりタイトでございますので、3つのパートに分けて皆さんにご意見賜ればということにしたいと思います。まず議案の1番ですけれども、「序論について」ということでお諮りしたいと思います。それではまず事務局から説明いただきたいと思います、よろしく申し上げます。

事務局 それでは議案の説明のほうをさせていただきますが、その前に事務局から訂正のご連絡をさせていただきます。本日、お手元のほうに資料1、第6次宝塚市総合計画素案、訂正箇所一覧というものを、一枚物の資料でお配りさせていただいております。資料1につきまして事務局のほうでちょっと確認漏れ等がございまして、訂正させていただきます。ほとんどが注釈に関するものになりますけれども、訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは資料のほうのご説明をさせていただきます。

2 議事

議題1 序論について

事務局 (資料説明)

会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の序論につきましてご質問、ご意見がございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 意見ですが、2ページ目の一番上の4の計画策定の根拠。表現はそのとおりで、見たところさらっと書かれているな、という感じがすごくするんです。もうちょっと、メリハリ付けて強調してもいいのかなと思っているのは、例えば総合計画を策定することになっているまちづくり基本条例というのは最上位のまちづくり基本条例で、2条の後ろのほうに書いてある、4ページに書いてあるまちづくりの基本理念っていう第2条、これに基づいて、基本条例の第14条で市は総合計画のこれを策定すると、しているというところ。2条に基づいて、まちづくりの理念っていう、あるよっていうのを強調してほしいなと思うのと、まちづくり推進条例で、まちづくり計画をつくることっていうことで、総計との関係だけ書いていただけてますけど、まちづくり協議会とか市民団体、自治会も含めて市民活動団体が定義づけられたというのは初めてのことで、私の思いとしては、そういう推進条例ができたことで、住民側が参加するっていう立場がはっきりしたことで、総合計画にも地域ごとのまちづくり計画が入る根拠になるということでは、すごく、まちづくり基本条例の、相当昔に作ったものとしては、1つ内外から、そこがちょっと欠けている点だということ、宝塚のことですとずっといわれてきたことがやっと解決したのかなという気がしますね。根拠として5行ですらっといわずに、もうちょっと書いてほしいなと。お考えいただければと思います。意見を。以上です。

会長 ありがとうございます。ちょっとまずここは整理させていただきたいと思いますが、今、委員からいただいたご意見は、まず1つは、まちづくり基本条例の根拠となる条項を入れたらどうかっていう点と、それから基本の推進条例をもう少し説明したらどうかっていうことかと思います。

 ここに入れるのか、あるいは特出しというか、説明文で入れるのか、ちょっ

とその辺りはどれだけの文章になるのかということをもたえながら、少し事務局のほうでご検討いただければということです。委員、お待たせしました。よろしく申し上げます。

委員

今、この3ページと4ページを見ていまして、SDGsの取組というのがここにさらっと書かれてるんですが、4ページの17のゴールっていうのを見たときに、宝塚市がじゃあ何をするのかというところが明記されていなくて、世界各国で取組が進められています、この世界の中に宝塚が入っているのか、じゃあどんな取組なのかっていうことも、どこかに何か各論のところに出てくるんでしょうか。ワークショップの中でもこういったことの話し合いをされたんでしょうか。

私たちのちっちゃな組織でさえ明確に、例えばペットボトルの飲料をやめようということで、組織全員がこういったものをもって活動に取り組んだりをしているんですけども、宝塚市としてはこの部分の、何に、地域と一緒に、市民と一緒に何に取り組んでいくのかというところ、もうちょっと、あと1行くらいないですかって思いながら見ました、以上です。

会長

これももう少し説明を加えてくださいませんかということです。

事務局

SDGsにつきましては、ワークショップの中では具体的な議論というのはなかったんですけども、基本計画の総論のところではSDGsの考えを受けて、市としてどう取り組んでいくのかというところは少し書かせていただいております。

あと、具体的に施策レベルでどう取り組んでいくのかというようなところは、また議題の3番のところでは、計画書としてどう載せていくのかというようなところも含めてご意見を賜りたいと思っております。

会長

それでは、またそれを確認していただいたのち、またご意見ございましたら。どうぞ。

委員

2ページでございますけれど、計画策定の背景と目的ですね。この中の一番最後の行ですけど、「これまでの行政サービスをすべて維持することが困難となる恐れがあります」と書いてあるんですけど、困難になるっていう恐れっていうふうに今、市から我々が話をしていると、市のほうは金がない。金がない、口から出る言葉は金がない。ただそう言うだけで。それだったらこの恐れがあるってなれば、どういう対応をしていくんだとお考えか、資金調達とか市として考えておられること。だから私たちは極端な言い方をしたら、困難となると書けと言いたいくらいです。それについて報告、何かあればお願い致します。

事務局

このところは、事務局としてもどういう表現がいいのか少し悩んだところではございます。行政サービスを全て維持することが困難となります、と言

い切っていいのかどうか。そうならないようにわれわれとしてもいろんな取組を進めていかないといけないという認識は強く持っておりますので、そういう意味で、恐れがありますという表現にさせていただいたというところになります。

会長 内容についてはまた各論の、たぶん行財政運営、経営、そこでいろいろ出てくると思いますので、そちらでまたチェックいただければと思います。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今いただいた意見、また事務局のほうで反映できるところは反映していただいて、次回の審議会でもたまたまチェックをしていただければというふうに思います。それでは続きまして議題の2、基本計画【総論】につきまして。

議題2 基本計画【総論】について

事務局 (資料説明)

会長 ありがとうございます。基本計画の総論、ただいまの説明内容につきましてご質問、ご意見ございますか。

委員 基本計画の中に1つ、ちょっと具体的な細かい話なんですけど、ちょっと入れていただければと思います。子どもを増やすモデル事業というのを入れていただきたいんですけども。これは5月に10日間ほどお弁当を配りまして気が付いたんですが、お母さんは子どもを連れてやってきはるんですが、一人っ子の家庭というか、非常に少なかった。一人っ子は要するにお母さんが若くてまだ1人しか産んでへんから一人っ子やったんです。2人連れてるお母さん、3人連れてるお母さん、4人連れてるお母さんもいてはるんですね。

で、おかしいなと思ったんです。よその子を連れて来てるのかなと思ったんですが、どうもその地区はなんだかもすごいケアがしっかりしているらしくて、10日間ずっと2人、3人、4人の子どもを連れているお母さんがお弁当をもらいにきはりました。これはなんかそこに大きな仕掛けというか、なんかがあるんだろうと思ってずっと見ておりました。

結局は地域がすごく手厚く子どもに接しているということが分かりました。それは聞いてまいりましたので分かりました。こういうモデル事業を、これは基本的には子どもが減ってる状況になってますけど、これを宝塚市としてもう少しこの中で取り入れてやれば、もう少し子どもが増えるん違うかなと。一人っ子がいないという、ほとんどいないというところを見ますと、どうも確定的みたいなんです。ちょっと市で調査していただいて、子どもを増やすモデル事業、あるいは子どもを増やすモデル地区に選定していただいて、それからそういう事業をほかの場所でも一度やってみるということで、一度それを入れてい

ただければと思います。以上です。

会長 各論、さらにもう1つ細かい事業レベルの話かもしれませんので、その辺りはどこで反映できるかというのは検討いただければと思います。あらためて先ほどのご意見を賜わって、25 ページのところを見てみますと、子どもを産み育てやすい環境づくりというのは上の必要性にもあるんですけど、ちょっと下の方向性のところで安心して産み育てられるっていうところがちょっと消えてるような気がしますので、その辺のご意見賜われれば、ここにもう少しその辺りを充実させていただくこともありかなと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。子どもを産み育てやすくするためには、地域の中での関わりが問われているのではないかというご意見でございましたけれども、方向性の黒のひしの2つ目のところでございますが、後ろのほうに地域社会全体の子育て意識を向上させ、安心して子どもを産み、楽しく子育てできる環境づくりに取り組みます、という形で整理をさせていただいております。具体的な取組としてどういったことができるのかというのは、また総合戦略の中でも検討していきたいと考えています。

会長 ほかはいかがでしょうか、どうぞ。

委員 27 ページの今回追加された資料1のところですが、②のほう、分野別計画の推進についてですが、この点につきましては前からちょっと疑問を持ってましたのが計画期間です。今回それをできるだけ総合計画に合わせていくというお話なんですけれども、もう1つ書かれていますのが、地域ごとの状況を踏まえた計画というのがございます。これは今までなかったんですか、あったんですか、分野別計画の中において。

事務局 分野別計画も80以上ございまして、事務局としてどこまで実態として地域の状況が盛り込まれた計画になっているのかというところまでは、正確な把握はできておりませんが、例えば子ども、子育ての計画でありますとか、介護保険の事業計画は、そういう地域の状況、必ずしもまちづくり協議会、20地域のということではなく、7ブロックになっていたりとか、地域の状況を捉える大きさというのが計画によって違いますが、状況把握した上で計画を作ってるものの中にはございます。ただ、実態としては今、事務局のほうでは把握をできてないという状況です。

委員 こちらが入ったことによって、今回はある面で思い切ったことをされるんだなと思いました。こちらは私も地域にとってみたら、分野別計画におきましても地域の状況を踏まえる中で策定していただきたいなというふうに思っていたんですが、これをここにあって入れられたのは、先ほど言われた80以上の分野別計画についても地域と話し合っていくということになるのかなと思うんですけど、そこは期待しています。

会長 ありがとうございます。先ほどご意見賜った内容によると、個々の地域のまちづくり計画という意見も考えてとか、もう少し地域まちづくり計画のことを表に出したほうが、より伝わるかもしれないですね。

事務局 事務局としては地域ごとのまちづくり計画というようなことも入れたいという思いはございまして、そういうことも念頭に置いた記載ではございますけれども、分野別の計画もさまざまな計画がございまして、どこまで地域の状況を見ていけるのかというようなところは、今後調整しないといけないところもあって、そこまで踏み込んで書くのは難しいということで、このような表記にさせていただいております。今、会長が言われたような地域ごとのまちづくり計画もできる限り踏まえた計画作りというのは取り組んでいきたいと思っております。

会長 私は協働のまちづくり促進委員会、委員も一緒にさせてもらっていますが、そちら側の立場から言うと、やはりこれだけ熱心に2年間掛けて地域まちづくり計画を見直してきましたので、それを10年間、一緒に協働で進めてもらいたいという思いが、地域側のほうからはありますので、ここにそれをきちんと書いていただくことによって、ある意味、安心感が出てくるのかなという気はしますので、その辺りも踏まえて考えていただければなと思います。ほかはいかがでしょうか。

委員 1つは先ほど、20 ページなんですけど、基本的な考え方、説明はとてもうまくやっていただいて、基本的な考え方が5つありますというふうにお話しされたんですけど、その5つを本文の中で探すのはとても難しかったので、できれば5つのところ、頭に数字を入れてちょっと字を太くしていただくとか、このままの文章でいいと思いますけれども、その字がちょっと浮き出るような形にさせていただいたら説明もしやすかったんじゃないかと思います。

 その点が1つと、もう1つは進捗管理のところなんですけれども、分野別の施策、分野の体系というのがあるって、6つのめざすまちの姿がどんどんと分かれていってるんですけども、それと今度は地域と関係付けようと思ったら部局間連携というのが絶対必要になってくると思うんです。そのことを一言、この進捗管理のところにそれぞれの施策をばらばらに評価するのではなくて、部局間連携をしながら評価すると。ぜひそれをやっていただきたいので、一言書いていただいたらと思います。以上です。

会長 ご検討いただければと思います。ほかはいかがでしょうか。

委員 20 ページの⑤ですね、観光・産業のところなんですけども、一番最後の行です。北部地域の農業などの産業が衰退すれば集落の存続が危ぶまれますと書いてあるんですけど、現状として北部地域、90%以上が兼業農家で、産業としてここは非常に大事やと思って、存続は当然やと思うんですけども、集落の

存続は、僕は危ぶまれないと思うんですけども。この書きぶりはちょっといけないのではないかと思います。

それから、その同じページの SDGs に関わる、この下の2行目ですね。理念に通ずるものでありというふうな書き方している。通ずるというより、そのものだと思うんですけど。この書きぶりが僕はちょっと気に入らないというか、あれですね。2点。もう1個、21 ページ。重点方針の模式化がされていると思うんですけども、下の横断的な部分が、1、2が下に来ているというのものなんとなく違和感があって、書きぶりのこれは問題だと思うんですけども、それをやったら重点方針1じゃなくて、横断的方针とか別の書きぶりにしたほうが分かりやすいんじゃないかなと僕は思います。そんなところです。

そうだ、それと、23 ページ、24 ページに出てくる重点方針のところの方向性とか、そこに出てきている災害や感染症という言葉なんですけれども、次のページの重点方針3のところでは自然災害や感染症というような形で文言が変わってくるというか、「自然」が付くか付かないので何が変わるのかよく分からないんですけども、ちょっと整合性がないのではないかなと僕は思います。次々、言っているんですか。

会長
委員

はい。

それから 25 ページですけども、子どもの生きがいと育ちのところですけども、子どもの権利というふうに書いてあるんですけども、子どもの権利というものがどういうものであるかというのは、下のほうで子どもの権利条約という補足は多少あるんですけども、これとまったくイコールと考えていいのかどうか。引用してというけれども、実はちょっと違うんですよとか、そんなのあるんかどうかっていうのがちょっと分かりづらいんじゃないかなと思います。それだけです。以上です。

会長

最後は質問でしたが、どうですか。権利条約とつながってるのかどうか。今、返答が難しければ持ち帰っていただいても。

事務局

ちょっと確認をさせていただいて。用語の意味としては注釈と同じだというふうに考えていますが、確認させていただきます。

会長

あと、先ほどの北部地域の集落の存続の、ちょっと書き過ぎちゃうかというご意見とか、ちょっと誤解のないように文言を修正していただきたいというものがございましたが、この辺りはまた事務局で修正をお願いしたいと思いますが。重点方針の1、2を、これは名前を変えちゃうっていうのはかなりしんどいですかね。

事務局

事務局のほうでもこの重点方針の1、2と3から5というのが性格の異なるもので、重点方針と言わずに違う呼び名にしようとか、いろいろ考えたんですけども、図の下に基本構想のまちづくりの視点というのが3つござい

まして、これを踏まえて重点方針を立てているんですけれども、これらは並列で整理をされておりますので、重点方針が変わったときに位置付けが変わると分かりにくくなるのではないかとということで、重点方針そのものは並列的に整理はするけれども、1番と2番については全ての施策に関連することが分かるように文章と図で示しております。

重点方針3、4、5というのが上にあって1、2が下にあるので、その点で違和感があるというのはわれわれも多少、感じているところではあるんですが、先ほども説明差し上げたように、1と2が3、4、5の方針の土台になるというような形で整理をさせていただいておりますので、少し分かりにくい点があろうかと思いますが、事務局としてはいろいろ悩んだ末にこのような形で整理したところです。

会長 ということで、かなり考えた結果、今の文章とか文言になってるということですので、見直す可能性は難しそうですが、委員にもご指摘いただきましたので、もうちょっと何かできないかどうかっていうのはご検討いただいて、無理ですということであればこのままだと思いますが。よろしく願います。はい、どうぞ。

委員 私の考えは、20ページの5行目ぐらいにシティプロモーションといういい言葉が出てきているんですが、このシティプロモーション、重点方針の5つの中からそれぞれの関連性をつくって、具体的なまちのイメージ、これをシティプロモーションとして宣言できるような形、なんか明るいまちづくりの形というものがシティプロモーションという言葉飾る1つのきっかけとしてできないかということ望むわけですが。ちょっと難しいかもしれませんが、なんとかお願いしたいなと思うんですが。

会長 おそらくそちらの話は今日、パンフレットというか、概要版をいただいている総合戦略の仕事かもしれないので、何かそちらのほうでは、何かうまくシティプロモーションの内容としてできないかどうかということでご検討いただければと思います。はい、どうぞ。

委員 27ページの進捗管理についてなんですけれども、今回、地域ごとのまちづくり計画が出たというのはすごく大きなことだと思いますので、95ページに、地域ごとのまちづくり計画については進捗管理が書いてあるんですね。これを重複してもいいのでこういう進捗管理のところにも、③で、例えば地域と行政の総合で進捗管理とか、そういうタイトルで3番目に入れたほうが、基本的な大きな押えのところでもあるので、ぜひここにも入れていただきたいと思います。95ページの3の進捗管理の文章をほぼそのままここにも書くといいんじゃないかなと思います。

会長 ちょっと今の話、整理させていただいたら、今、27ページでいただい

る1番と2番になっていて、2番の分野別計画との一体的な推進ですよね。今の委員の話でいうと、③番で、今度は地域まちづくり計画との一体的な推進というところが出てきて、そこに95ページの話をもう一度ここにエッセンスとして書く、ということもあるのかなというふうに思いましたので。はい、どうぞ。

事務局

大きくはおっしゃっていただいたとおりだというふうに考えています。どこまで書き込むのかという話なのかも分からないんですけども、後ほど議題3番のところで説明をさせていただこうと思っていたんですが、17ページの基本構想の進捗管理のところ、総合計画の進捗管理については市民と行政がともに計画、実施、評価、改善というPDCAサイクルに基づき着実に実施をしますとあります。

併せて基本計画の事業と、地域ごとのまちづくり計画に定める取組の実施に当たっては調整をしながら進めていくというようなことを書いております。大きくは(1)のところに書いておりますけれども、両輪で進めていくということを、基本構想の中で整理をしています。

会長

ちょっとその辺りはまた調整を取っていただいたらと思うんですけど、先ほど申し上げた協働のまちづくり促進委員会でも、地域のまちづくり計画は地域で進捗管理するんですけど、それを受けた基本計画は本当にやってくれるのかという意見があるわけですよね。そこをやっぱりやりますっていうことを強調するためには、二度三度にわたってもいいですけど、書いておいたほうが安心感は高まるのかなという気はしますので、その辺りも含めてちょっと、地域側からの視点でもう少し考えていただいたらと思いました。

委員

24ページの重点方針3のところなんですけど、方向性の方針、1個目のところに、高齢者の生活の質とかQOLとあるんですが、QOLというキーワードもすごく今、広がっているキーワードだと思っていて、これが高齢者のつてなっているのがすごい残念やなと私は思います。先ほど25ページの「子どもが」のところで方向性が、産み育てやすい環境づくりってところの方向性が弱いんじゃないかっていう話だったんですけど、まさにここにもQOLの向上というのが欲しいなという意見です。以上です。

会長

高齢者ではないですよというお話でした。全ての市民のQOLを上げていくという感じなので、あえてここに形容詞を入れなくてもいいんじゃないですかというご意見です。またご検討いただきたいと思えます。ほかはいかがでしょう。

ちょっと私のほうから1点なんですけども、25ページのところに、必要性の3つ目の四角のところ、これからの社会を生きていく力を身に付けるため、これはいいですけど、ICTを活用した教育環境を充実させることが必要で

す、と読んでしまうと、生きていく力を身に付けるためには ICT を活用した教育環境を充実させてたらしいんだなって取れると思うんですね。今回、学習指導要領が大きく変わりました、その1つの柱としては、アクティブラーニングが入っていると思いますので、アクティブラーニングや ICT を活用した教育環境を充実させること、というようにしていただいたほうが誤解がなくなるのかなという気がしました。

それと、22 ページのところですけども、方向性の2番ですけども、まちづくりに関心を持つ市民を掘り起こします。これはよく行政職員さんが使う「掘り起こします」ということなんですが、別の市で計画作りをしていたときに市民さんが、私たちはイモ掘りのイモですかっていう話が出てきたんですね。掘り起こすんじゃなくて、もうすでにおられる人が行政から見えてないだけじゃないの、ということなんですね。行政目線で見ると掘り起こすって書いてあるんですけど、そうじゃなくて、行政が見えてないところで自由に動いてらっしゃる方は宝塚にはいっぱいいるので、掘り起こすということよりも、まちづくりに関心を持つ市民とつながりますとか、連携しますとか、そういうような書きぶりのほうがよりました、よりいいんじゃないかなと思いますので、少し文章に工夫をしていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしたら幾つかご意見を承りましたのでまた修正のほう、事務局のほうでも工夫いただけたと思います。それでは3番目です。「基本構想及び基本計画【各論】」、そして「地域ごとのまちづくり計画の整合等について」ということで、基本計画【各論】につきましては時間を掛けて各部会で議論をしていただいておりますので、その修正がちゃんとできているかというチェックを今日はしていただきたいと思います。地域ごとのまちづくり計画については、たぶん皆さん初めて。

議題3 基本構想及び基本計画【各論】、地域ごとのまちづくり計画の整合等について
事務局 (資料説明)

会長 それではただ今の各論部分ですね、ご質問、ご意見ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。

委員 まず、市民憲章につきましては内容的にこれ、見させていただいたんですけど、どの時代でも使えるというか、形はいいと思うんですけど、この安全都市宣言の中に、下のほうから2段目のところに、七万市民をという形になってますよね。今、23 万か、二十何万かっていうことで、今後は減っていくというのは分かるんですけど、ここの文句とか、それからもう1点、次の、男女参画の都市の一番下のほうですけど、来年、中国の北京においてということも入るとるんですよ、これ。これはちょっとどうかなと。

それともう1点は、「環境美化」とかそういうところに、六甲・長尾山という言葉があるんですけど、宣言の時代が変わってるかわかりませんが、「環境都市宣言」のところで、私たちのまち宝塚は「六甲・北摂の山なみ」という書き方になっているんですよ。これはそういう形で、時代の変遷でこういうふうに変えたということであればいいんですが、これはまとめて頂きたい。

会長

われわれ総合計画審議会では、なかなかこの中身をどうせえっていうのはなかなか難しいので、これを総合計画に入れるか入れないかっていうところで議論をさせていただければと思います。先ほど委員からおっしゃっていただいたように、時点時点での宣言ですので、時代が変わってくるとちょっとずれてしまうところがありますよということですので、それを修正するのか、今後また新しい宣言をされるときはあまり時代に振り回されないような普遍的な言い回しにするのか、その辺りのご指摘かと思っておりますので、ちょっとまたこれはご検討いただければというように思います。はい、どうぞ。

委員

先ほどの委員の意見とはずいぶん違っていますが、市民憲章については大きく異議を申し上げたいと思います。2つ目の、自分の行動に責任をもち、きまりをよく守り、人に迷惑をかけないようにしましょう。人に迷惑をかけないようにしましょうという文言に異議があります。高齢や認知症になっても地域で安心して暮らすためには、いろんな人に迷惑を掛けたりすることもあろうかと思うんですが、それでもお互いに地域で守ってもらえる、助け合える、思いやりや支え合いのあるまちになっていくべきだと思いますので、人に迷惑を掛けないって、もちろん法律に触れるような迷惑っていうのは、これは法の下に裁かれると思うんですけども、地域で市民生活をする、この市民憲章にのっかって、ここに人に迷惑を掛けないようにしましょうというのは、今の時代には向いていないと思います。以上です。

会長

これもご意見として伺っておくということでもよろしいですかね。先ほども整理させていただきましたように、今回は憲章とか宣言を総合計画の中に組み込むのか組み込まないのかというご意見を賜ればということで、参考資料として事務局のほうは用意をいただきました。ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

今、菅内閣では、あるいは河野さんなんかは縦割りの弊害というのを盛んに言うようになってるので、これは無視してもええのかなとちょっと思います。市役所は縦割りやないかと思うんですが、やっぱり縦割りの弊害もないことはありませんので、今、流行語として、はやってますので、なんか縦割りなんかとかというようなことをちょっと入れるわけにはいかないんでしょうかなと思われましたので申し上げます。以上です。

会長

行財政経営かどこかにありませんかね、分野横断とか連携とか。文章として

は載っていたと記憶はしておるんですが。はい。

事務局

各論で申し上げますと、39 ページ、40 ページのところの施策の2番のところ、職員の育成と組織体制の整備というところでございますが、丸の3つ目のところで、機能的で連携の取れた組織体制を整備しますということで書いております。縦割りの弊害というようなことも課題として認識をしておりますので、分野横断的に組織を連携できるような、そういう体制を目指していきたいと、そういう思いでここに書いています。

会長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

先ほど市民憲章とこの都市宣言をどうするかという話があったと思います。意見としては、これは総合計画に入れたいほうがよいと思います。入れたらかえってちょっと誤解を招くようなことが出てくるかと思っておりますので、入れないほうがいいんじゃないかなと思います。もう1点、この計画の中で、COOL CHOICE っていう言葉が出てるんですね。ちょっとページは今出てこないんですけど。COOL CHOICE については注釈がないんですが、注釈があったほうがいいのかと思うんです。1つは先ほどの市民憲章、都市宣言を総合計画に入れたいほうがよいという話と、もう1つは COOL CHOICE の注釈が必要じゃないかなという意見です。

事務局

COOL CHOICE につきましては資料1の77ページ、78ページの5番の環境、[3]、環境保全の施策(1)の温室効果ガス排出量の削減のところ、「COOL CHOICE」等の取組を通じてエネルギー消費量の削減を進めますという記載がございます。COOL CHOICE についてはご指摘のとおり、知らない方がご覧になられたら分かりにくい表現かと思っておりますので、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

会長

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

委員

すいません。議論に値する内容ではないんですけども、見せ方、読みやすさという部分でちょっとご指摘しておきたいと思っております。基本のところ、10ページの、6つのめざすべきまちの姿で、1から6まで両括弧で書いていただいているんですが、観光・産業・文化の6のところですね。ちょっとフォントが詰め詰めめというか、もう隣り合わせが重なってしまっていて非常に読みにくいので、ちょっとフォントを変えるか、もしくはこの枠を少し下に伸ばす余地はあると思うので、それでせめて重ならないように。やっぱり市民の皆さんに気持ちよく読んでいただきたいので。

それと同じことなんですけど、その後ろ、11ページから16ページまでの現状認識のところのフォントも同じく非常にくっついてしまっていて、重なってしまっています。これもとっても読みにくいので、フォントを少し小さくするか、もしくは同じくらいの大きさで見やすいフォントでも、同じゴシック体

でももう少し重ならないようにフォントを選べばいけるはずなので、ちょっと見栄えのところだけですけども、ご指摘しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長 この辺りはたぶん最終的にデザイナーも含めてデザインをやり直すっていう理解でいいでしょうか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。ちょっと見にくいところがありまして申し訳ございません。最終的には専門のデザイナーのほうで仕立てて、より見やすくしていきたいと思っております。ちょっとその辺り、注意してデザインのほうを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 先ほどの市民憲章とか、この宣言っていうのは、やっぱり歴史的な文章なので今では合わないっていうのが、会長にもおっしゃっていただいたように、これはここの審議会の論議では適当ではないのかなという気がしますし、それから市民憲章については論議の中で、先ほどちょっと少しご説明いただきましたけど、どうも基本条例よりも上にあるみたいな、こっちが先だっていうような論議もちまたにはあるんですね。そこはだからそう言っていただいたように、どっちが上下じゃなくて、意味が違うんだということをはっきりさせていただいたっていうことを含めて、ここも委員からもお話のあったように、中身は時代に合ってるのかっていうことも含めて、それはそういうこともあるので、論議は別な場所ですということ、ここではそういう問題がいろいろあるんで、全体としては入れないほうがいいのかというのに私も賛成です。

それと、全然違うところで、論議をする必要はないんですけどちょっと整理していただきたいのは、95 ページの、地域ごとのまちづくり計画1、2、3とあるんですけど、ここに、住民がつくるまちづくり計画の具体的な取り組みっていうのが4文字であるんですね。「取り組み」って。確か、たぶんほかで見ると、取組っていうのは漢字2字の「取組」にしてるのかな。例えば、それと関連して、それこそ1ページ目の計画の期間のところの三角形の図でちょっと説明してる場所も、「具体的な取り組み」で4文字になってるんです。ここはほかのパンフレットですでにこれで出てるんですね、「取り組み」の4文字。それをここに持ってきただけなんですけど。ちょっと全体がどうなってるのか分からないので、たぶん動詞で使うときは4文字にしたりして、名詞ではっきりと括弧でくくってやってる場合は2文字ということになってるのかなと思って、ちょっと全体をチェックしていただければと思います。以上です。

会長 はい。

事務局 具体的な取り組みの表現についてなんですけれども、市の公文書上は「り」と「み」は付けない、漢字だけで「取組」と表現するという、ルール上はそう

なっています。ただ、地域ごとのまちづくり計画については「り」と「み」が入っている形で、本編のほうも整理されておられますので、あえて原文に忠実な、正確な表現にしております。そこは意図的に使い分けています。

会長
委員

ありがとうございます。

大した意見ではないですけど、95 ページで、1 の①の中で具体的に今言った「具体的な取り組み」っていうのが出てきて、これは読んでると、この具体的な取り組み、じゃあ読みたいと思うんですね、知りたいと。その最後に地域ごとのまちづくり計画の本編は別途作成していますってなってるので、これは今やからこう書いてるのか、最終的に冊子ができるここに、例えばホームページのアドレスが入ってるのか、どこどこ見たら入れるとかいう、なんかが入るとうれしいなと思います。なんかの形で、これはある意味、この地域ごとのまちづくり計画を作った人、あるいはちょっと知ってる人が総合計画本編を、ここを見るような気がするんですよ。そのときに、ほかの地域の具体的な取り組みもすっと見れるととてもいいことだなと思うので、できればここに、どこへいったら見れるのかっていうのは分かるといいなと思います。

会長

一覧できるもので、いわゆるポータルサイトであれば95 ページ、それから各項目のまちづくり計画のことでいくと、包括されてる場合はたぶん97 ページ以降で参考の URL を入れていただくとか、飛べるように工夫をお願いしますかということですので。

事務局
会長
委員

ちょっとどういう形の表記ができるか、中で検討させていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

各論の63 ページと89 ページのところの取り扱いについてちょっとご意見させていただきたいと思います。63 ページの障害（がい）者福祉の点については、就労相談を強化していくというような記述が、現状と課題のところには書かれているんですが、実は89 ページの雇用・労働環境の現状と課題のところについては、女性と高齢者の就労の問題があるというふうに書かれてるんですけども、昨今、障害（がい）者雇用率も引き上げないといけないとかいうふうなことも出てきている中で、この89 ページの雇用・労働環境のところにも、その点については入れるべきではないのかなっていうのと、施策についても、これはたぶん障害（がい）福祉のほうの施策ではなくて、労働施策の中で障害（がい）者雇用のことがうたわれてるはずなので、その点についてはちょっと検討いただいたらなと思います。以上です。

会長

重複しても両方入れといたほうがいいんじゃないかっていうご指摘かと思えますので、またその辺りは担当課等を含めて検討いただけますか。はい。ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

各論の内容でもいいんですね。1 つは土地利用、48 ページなんですけれど

も、2の項目の北部地域の活性化に向けたまちづくりの推進というところで、指標として市街化調整区域の面積の維持というふうな形で記載してあるんですけども、前の全体会するときもちょっとお話ししたと思うんですけども、調整区域なんなの弾力的な運用という話もちょっとあったと思うんです。それを維持というふうな形で持ってきたら、まったくその辺の幅がないというような表現になるのではないかとこのと、それを書かないのであれば、施策のほうに弾力的な運用というのを明記していただいたほうがいいのではないかとこののが1点です。

それから次ですけども、55、56のところの上下水道なんですけど、これも以前、合併処理の浄化槽の件でお話はしたと思うんですけども、確かに下水道ではないかもしれないんですが、西谷では浄化槽、合併処理槽は下水道として位置付けられてるので、合併処理浄化槽のことをなんらかの形で明記していただいたほうが、私としてはいいのではないかと。なぜかという、例えば空き家対策のときに、家を探しているときの条件として水洗トイレというのはやっぱりすごい条件になってくると思うんです。宝塚市はほぼ全部、下水道は完備しているという表現をしているにもかかわらず、西谷に行ってみたら下水道がないところがあるというふうな形は、ちょっとなんか違和感が僕としてはあると思うんで、合併処理も下水道の1つであるというふうな位置付けをどこかに入れていただきたいというのがもう1点です。

それから次ですけども、70 ページの学校教育ですけども、その施策のほうですね。2点目「○」2、1の「○」2ですね。確かな学力の定着を図りますというのの成果指標として新体力テストの結果を、平均を上回る種目。あ、そうか、これは学力じゃないか。ごめんなさい、これはいいです。ごめんなさい、間違えました。それで、ほんならそれは置いときます。

それから次ですね、87、88 ページの農業施策。これは僕の担当のところだったんですけども、意見として、3の現状と課題のところの3ですね、自然環境の保全、良好な景観などの、というふうな形で新しく入れていただいたんですけど、多面的機能も含めて。その施策として、右側ですね、右の農業の新たな価値創出の推進というところに多面的機能の部分を、例えば多様性であるとか、そんなふうな部分の別の、農業以外の価値的な部分を農業分野のところに入れていただくっていうのは非常に重要じゃないかと思ます。

例えば環境のほうでそれを守りましょうといっている、農業分野でそれが反映されなければなんの意味もないことですので、環境保護と農業とのリンクという形でここにも何か入れていただけたらありがたいと思うんですけど。以上です。

会長

まず、農業のところは、丸を増やすのか、あるいはちょっと形容を多く、形

容詞的に入れていただく可能性があるのかっていうところで、ちょっと修正文をまた考えていただければと思います。それから 48 ページの土地利用のところは、これも特に西谷地域にお住まいの方に誤解を招かないようにっていうことかと思うんです。おそらく地域に入っていて整備をやっておられますので、今後の展開はもうすでに考えられてると思うんですけど、市街化調整区域のままでも今は地区計画を立てたり、あるいは都市計画法に基づく特別指定区域にしたりすると開発とか土地利用転換ができるようになってますので、そこが市街化調整区域のままでも、いろんな土地利用転換とか開発ができるよっていうことを少しどこかに入れていただくと、安心できるのじゃないかということのご指摘かと思います。

それから上下水道のところ、56 ページも同じで、いわゆる国土交通省側の施策としての下水道の整備がここに挙がってるんですけど、コミュニティ下水道とか合併浄化槽とか、さまざま水をきれいにする方策があるので、国土交通省側の下水道整備はやっていく、プラス、さまざまな施策の組み合わせで水質浄化を図るっていうのを、環境だけではなく、こっちでも取り入れられないかなど。もうすでにやってることですから、1 文どこかに触れておいていただくと、特に西谷地域の方にはまたご安心いただけるのかなというようなことですので、少しまた、他部課も含めて検討いただきたいと思います。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

委員

57 ページの健康・医療というところと、89 ページの雇用・労働環境っていうところの現状と課題を示すグラフなんですけれども、最新がこれであれば仕方ないんですけれども、平成 27 年とかで、問題提起するにはちょっと情報が古いのかなっていうふうに私は感じまして、もし最新のグラフがあれば差し替えられてはいかがかなと思います。以上です。意見です。

会長

どうぞ。

事務局

まず、健康・医療のところの健康寿命の推移につきましては、今日は担当の職員が参っておりませんので、直近のグラフがあるかどうかは改めて確認をさせていただきますけれども、各担当部署から得た直近のデータでグラフ化しておりますので、おそらくは 27 年までのデータしかないんじゃないかと思いますが、確認はさせていただきます。

それから、89 ページの女性の 5 歳階級別労働力率の推移でございますが、このデータの基が国勢調査ということになっております。27 年でちょっと古いというご指摘なんですけれども、国勢調査は 5 年ごとの調査で、今年度が調査の年となっていますので、直近としてはこの 27 年のデータになろうかと思いますが、これ以外でもし直近のデータがあるようであれば、担当者と調整したいと思います。

会長 ちなみに情報提供ですけど、57 ページの健康寿命ですが、兵庫県が出して
るデータはたぶん平成 27 年っていうことになると思うんですけど、実は私、
猪名川町の総合計画もお手伝いしてまして、猪名川町は兵庫県で一番平均寿
命が高いんですね。それを自慢したいということで、直近のデータが取れない
かっていう話でご相談させてもらったんですが、計算式が公表されてますの
で、市独自でも計算できるんですね。だから猪名川町はもう町独自で計算して
いただきました。だからそのまま流用するのであれば兵庫県のデータは古い
と思います。そこを市独自で計算し直して、データ更新できるかどうかとい
うことも含めてちょっと振っていただければというふうに思います。

事務局 確認させていただきます。

会長 はい。どうぞ。

委員 23 ページに、時代にふさわしい行財政経営というところがあるんですが、
これはちょっと行財政経営とは違うんですが、その一番下のところに、専門性
や能力を持った人材の育成が必要だということが書いてありまして、これは
大賛成なんですけど、この全体を通して、女性についてとかいうようなことはあ
りまして、子どもについてというのはあるんですが、どうも若者についてとい
うのがないのでちょっと寂しいなと思います。私は年齢を上げとるんですが、
若いセンスのあるアイデアなんかを取り入れた、新しい感覚の行財政改革と
いうんですか、行政というんですか、そういうのがどこかに一言入っておけば
いいなと思いました。意見です。

会長 また事業レベルかもしれませんが、検討をお願いしたいと思います。

委員 1つ、おかしな質問かどうか分かりませんが、この文章の中に、子ども
の貧困という文字があるんですね。ちょっとページは忘れちゃったんです
けど。子どもの貧困じゃなくて、親が貧困だから子どもにいくんでしょう。あ
れ、書き方として全国的にそういう書き方になってるのか、それとも宝塚市だ
け子どもの貧困という書き方をするのか。これは結局、子どもが貧困であるわ
けじゃなくて、生まれたところが悪かったっていう、昔でいうとそういうこと
なんですけど、これはどういう形でこれ、簡単に、子どもの貧困という形を出
されてるかっていうこと、これをちょっと教えてほしいんです。

会長 どうぞ。

市職員 子どもの貧困については、国において「子どもの貧困対策の推進に関する法
律」というものが平成 26 年に施行されておりますので、ここで国が出してま
す表現としましては、当然、背景としましてはその家庭、それを取り巻く家庭
であるとか環境があるんですけど、ここではもう国の表現でいう「子どもの貧
困対策」の法律の表現を優先させたということでございます。以上です。

会長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

委員 分かりました。だけど宝塚市は障碍（がい）の「がい」も石から書いとるんやし、なんかちょっとたまに変わったような考え方を出してでもいいんじゃないかなと思います。分かりました。

会長 それじゃ委員、手が上がりましたのでマイクのところに。委員にマイクをよろしくをお願いします。

委員 資料5の審議事項3つについて、1つ目のSDGsにつきまして先ほどご意見が出ましたとおり、ちょっとこの書き方が冷たいというか、ありますよって書いてるだけなので、取り組みますということを書き込んで書いていただきたいと思います。それから、2つ目のエイジフレンドリーシティなんですけど、これ、宝塚にとってはすごく頑張った施策で、なんですけど、どうも先ほど私、少し部局間の連携をとるというふうに言ったんですけども、縦割りの壁を破れなかったような気がします。それでやっぱりこういう福祉だけの扱いになってしまったんだと、ちょっと悲しく思っていますが、これが実態であれば仕方がなしというふうには思っているところです。

市民憲章については、先ほどからこれは古いというお話がありましたが、これは宝塚の歴史ですのですね。昭和44年のときのこういう市民憲章はこういうものだったよという、歴史はあんまりいじめないでおいてあげて、今回のところに何もわざわざ入れる必要はないかなというふうには思います。以上です。

会長 どうぞ。

事務局 エイジフレンドリーシティについてのご指摘なんですけれども、今回、エイジフレンドリーシティと、その計画の中で掲げております、お互いさまがあふれるまちづくりについては、第6次総合計画の中では、エイジフレンドリーシティの取組というのは、あくまで行動計画に掲げております高齢者に寄与するような取組をエイジフレンドリーシティの取組ということで整理をさせていただきました。

一方で、エイジフレンドリーシティ行動計画の中で掲げています高齢者にやさしいまち、あらゆる世代にやさしいまちですよという、お互いさまがあふれるまちというのは、今日ご説明させていただきましたけれども、基本計画の総論の中で位置付けておまして、それは全ての分野の施策を推進していく上では、このお互いさまがあふれるっていうようなところを意識して取り組んでいきたいということで、今回、整理をしているところでございます。

会長 ちょっと最後に私のコメントを差し上げようかなと思ってたんですけども、その延長上で、SDGsと総合計画の絡みで言うと、尼崎市が尼崎版SDGs 2020っていうのを出してるんですね。それはパンフレットとして、SDGsを尼崎としてどう展開するかっていうことを総合計画の中から抜き出して、分かりやすく重点方策としてパンフレットに掲載してアピールしてるんですね。

宝塚版もそういう形にしておけば、こういうものを重点的に動かしながら、宝塚はこの SDGs に積極的に取り組んでるんだなっていう PR ができますよね。それも 1 つの手かなというふうに思いますので、ちょっと尼崎版の SDGs 2020 っていうのを参考にいただければと思います。

同じような話が、エイジフレンドリーシティも、さっきの委員のお話を受けるならば、もう一度この総合計画の中から関連する施策を抜き出してパンフレットを作って、こういうものを重点的にエイジフレンドリーシティを進めていきますよっていうようなパンフレット版、概要版のようなものを作っていければ、それを見たらさまざまな施策が連動してるんだなということのアピールもできますし、ちょっと総合計画に絡めて別途、何か横串を刺すような PR 版のものを作っていくっていうのも 1 つの手かなと思いますので、また参考にいただければと思います。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

委員

失礼します。欄外の用語の説明のところなんですけれども、丁寧に書かれている部分と非常に簡略に書いている部分があって、特に、例えば 11 ページの ICT だったら、英文があり、括弧で日本語があり、何々の略っていうですね。これが AI もそうですし、それから 24 ページの QOL、これは Quality of Life の略っただけになっているんです。ちょっと分かりにくいんじゃないかなと。例えば ICT だったら、インターネット技術のような、に類するとか、何か例が 1 つでも入ると。特に Quality of Life なんて、これは説明になってない気がしますので、最終的にもう少し整理していただけたらと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。その辺りはまた事務局の担当課で。

事務局

また整理させていただきます。

会長

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

委員

ちょっと質問なんですけど、75 ページ、76 ページの緑化・公園っていう形の中で、現状と課題の中には、主に公園を管理する公園アドプト制度っていうような形になってますけども、例えば武庫川の河川敷を管理するのは、これは市ですか、県ですか。要するに自治会とか、小規模なこういった団体ではなくて、むしろ県とか市とかが管理するものではないか。この質問の背景は、武庫川の河川敷ってすごく魅力的な河川敷公園なんですけれども、その利活用に当たりましては、やっぱりちょっと十分管理が行き届いてないんじゃないか。めざすまちの姿の中に、住む人・訪れる人を魅了するものという形で書かれています。今、武庫川の河川敷の近隣住民の方はちょっと迷惑がってるんですよね。要するに利用される方のマナーが非常に悪い。だからそういった点に関しまして施策のほうにはないんじゃないかという気がするんですけど。ちょっとその辺、私の誤解かどうかだけ説明をいただきたいんですけど。

会長

どうぞ。

市職員　　すいません。ちょっと今日は担当の室長が参ってないんで、ちょっと知ってる範囲でになるんですけども、武庫川自身は兵庫県さんが管理されてる河川ですので、河の機能としては兵庫県さんが管理されてるということになります。ただ、表面管理といいますか、緑地として宝塚市のほうで管理させていただいてるものがありますので、そちらのほうは宝塚市のほうで管理しているということになります。今ご質問いただきました緑地の部分の利用の状況とかいうところになりますと、市のほうでいろいろ、地元の方と市とでいろいろ、花火の注意とかいうところまでさせていただくような状況です。

会長　　各論でいうと 54 ページのところの河川・水辺空間のところはその辺りの文言は入ってるんですけども、ここの中で、先ほど委員がおっしゃったような、ちょっと利活用があるんで、その辺りをこの事業レベルのところでは注意をさせていただきたいということかと思っておりますので、よろしくお願ひします。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

委員　　先ほど尼崎版の SDGs 2020 っていうのがあるとお聞きしたんですが、私はまだそれをよく存じ上げていませんが、宝塚市の民生・児童委員連合会では SDGs にも取り組んでおりまして、それぞれの地域への自分たちの活動がこの 17 の項目のどの部分かということを一つ一つ表に表しまして、委員の皆さんは 300 人ほどいるんですけども、まずは私たちが SDGs を知ることから始めようということで、そういった活動、動きを今、取り組んでいます。一つ一つの活動がどれに入るかっていうのを市民レベルがまず知っていくことが大事じゃないかなと思って取り組み始めています。以上です。

会長　　かなり時間も押しておりますので、ここは 9 時に完全撤収をしなきゃいけないっていうお願ひもございますので、そろそろ審議のほうは終わらせていただければと思います。言い足りなかったことがあればまた別途、事務局のほうにお届けいただきたいと思いますが、ちょっと確認、資料ですけども、市民憲章等はまだ入れないという方向でよろしいですね。それから SDGs のほうも各論のところにはマッピングをしないで、別途ちょっと PR をするような工夫をするということよろしいですかね。

エイジフレンドリーシティも重点 3 のところできっかりと書いていただくということで、市が提案してることで進めていただければと思います。が、よろしいでしょうか。それじゃ、ちょっとまだまだあろうかとは思いますが、これでいったん区切らせていただきまして、今度は「その他」というところで、事務局のほうから連絡事項等がございましたらよろしくお願ひします。

3 その他

事務局 事務局から連絡させていただきます。次回、1月の中旬ごろに全体会を開催する予定でして、日時についてはまた調整をさせていただきます。それから次回は、本日のご意見等を踏まえまして、パブコメ案についてのご審議となります。それから連絡として、11月上旬に市議会の特別委員会がございまして、そこで本日ご議論いただいた序論であるとか基本計画、それから12月に基本構想についても市議会で議論が行われる予定です。

それともう1点、連絡です。委員の任期の延長についてのお願いです。総合計画の策定スケジュールの見直しに伴いまして、審議会の設置期間を令和4年の3月31日まで延長させていただきました。これに伴いまして、皆さまにも任期について、令和4年3月31日まで延長させていただきたく、この場を借りてお願いをさせていただきます。ただ、設置期間は長めに設置しておりますけれども、審議会の開催としましては来年の4月に答申前の会議を一度予定しているということで、コロナ禍の中でもありますので設置期間は長くしておりますけれども、ご了承をよろしく願いいたします。委嘱状については、また改めてお渡しさせていただきます。事務局からは以上です。

会長 はい、ありがとうございます。それでは、また1月中旬ごろによろしく願いします。それでは、本日の審議はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。